

財務省告示第二百九十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年八月十日に発行した利付国債の発行条

件を次のとおり告示する。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（物価連動・十年）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそ に関する法律（平成十九年法律第

二 十五号）第二十一条並びに

九 年法律第二十三条）第四十六

一 項及び附則第七十六条第

三 成十三年法律第七十五号。以下

用 振替法の適 用を受けるものとし、その振替

機 関は日本銀行とする。

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者。第 及び価

競争入札発行」という。）及び価

格

競争入札発行」という。）及び価

格

競争入札発行」という。）及び価

格

競争入札発行」という。）及び価

格

競争入札発行」という。）及び価

格

競争入札発行」という。）及び価

五

方募

入 決 定 の

札 格 競 争

入 札 格 競 争

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一 次

非 競 争 入 札

争 入 札 格 競 争

行 入 札 格 競 争

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一 次

非 競 争 入 札

争 入 札 格 競 争

行 入 札 格 競 争

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一 次

非 競 争 入 札

争 入 札 格 競 争

行 入 札 格 競 争

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一 次

非 競 争 入 札

争 入 札 格 競 争

行 入 札 格 競 争

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一 次

非 競 争 入 札

争 入 札 格 競 争

行 入 札 格 競 争

国 債 市 場

格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た
後 行 々 札 入 札 の 決 定 を し た
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 の
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
に よ る 発 行 一 下 国 債 市 場 特
別 参 加 者 第 一 次 非 競 争 入 札
発 行 と い う。

各 申 込 み の うち 応 募 価 格 の 高 い
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る。

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る。
募 入 札 格 競 争 入 札 格 競 争 入 札 格 競 争
入 札 格 競 争 入 札 格 競 争 入 札 格 競 争

六

イ

発

入 札 格 競 争

行 入 札 格 競 争

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一 次

非 競 争 入 札

争 入 札 格 競 争

行 入 札 格 競 争

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一 次

非 競 争 入 札

争 入 札 格 競 争

行 入 札 格 競 争

国 債 市 場

額 面 金 額 で 四 千 六 百 四 十 六 億 円
う ち 平 成 十 九 年 度 に お け る 財
政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特
例 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項
の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国
債 に つ い て は 一 千 五 百 十 五 万 円 、 特 別 会 計
九 千 五 百 十 五 万 円

七																											
イ					口																						
八					八																						
者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国						
・	別	債	入	札	札	格	第	参	市	札	格	第	参	市	債	入	札	格	第	参	市						
第	加	場	発	行	発	競	加	場	行	発	競	加	場	行	発	競	加	場	行	発	競	加	場				
	百				円																						
	七				三	五				で	た	条	特		で	た	条	特	千	て	基	附	三	債	の	に	
	十				万	千				百	利	第	別		三	利	一	会	八	は	づ	則	百	に	規	関	
	八				円	六				七	付	項	計		百	付	の	に	百	、	き	第	九	つ	定	す	
	億				十	百				十	国	の	に		四	債	規	関	七	額	発	十	一	て	基	法	
	三				七	二				九	に	定	す		十	つ	に	る	十	面	行	六	億	は	づ	律	
	千				億	七				億	い	に	る		九	て	基	法	五	金	した	条	百	額	、	き	第
	十				六	億				円	て	づ	き		億	、	づ	律	億	で	利	第	十	面	発	行	十
	九				千	六					、	き	第		円	額	額	第	二	付	一	十	万	額	た	十	六
	万				百	千					面	発	十		十	金	行	四	百	国	項	の	円	、	で	利	第
					八	九					金	行	十		億	つ	し	六	五	債	に	規	同	三	付	一	十
					十九	十					額	し	六		九	い	に	法	十	億	に	法	千	千	国	項	

十五
の経過
払込利
込み子

月前の消費者物価指数（総務省
が小売物価統計（指定統計第三
十五号）のための調査の結果に
基づき作成する全国消費者物
指数のうち生鮮食品を除く総合
指数をいう。以下同じ。）を十
九・六で除して得た数（小数点
以下第三位未満の端数がある
ときは、これを四捨五入したも
の。）に額面金額を乗じて得た額
とする。ただし、消費者物価指
数の基準改定が行われ、改定後
の基準に基づく消費者物価指数
が公表された場合には、財務大
臣が定められた日以降の各利子
期及び償還期限における想定元
金額は、償還期間に定める方法
により算出される数（小数点以
下第三位未満の端数があるとき
は、これを四捨五入したもの。）
に額面金額を乗じて得た額とす
る。

募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二号によ
り規定する期日に払い込むもの
とする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.005 \times \frac{1.2}{100}}{61} \times 365$$

十六 初期利子

平成十九年十二月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{支払期における想定元金額} \times \frac{1.2}{100}$$

十七 第二期以後の利子

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十回支払期における想定元金額}}{1.2} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限

平成二十九年六月十日
第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

十九 元利金の支払場所
二十 払入札参加者

財務大臣から通知を受けた者
平成十九年八月十日